

政令 第百五十一号

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第四十五条第二項第五号、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条第二項第四号及び第六十三条第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「三年」を「二年」に改め、同条第八項を削る。

第四条第二項中「（法第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。）」を削る。

第五条第三項中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第六条第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「（同条第三項の規定を法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税法施行令第百四十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「第一百五十五条の三十」を「第一百五十五条の二十九」に改め、同条第三項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、「（同条第三項の規定を法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税法施行令第一百五十五条の二十八第一項」を「同条第一項」に改める。

第七条第四項中「平成二十三年改正法附則第七十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第三項の規定並びに」を削る。

第十条第一項の表法人税法施行令の項を次のように改める。

法人税法施行令	第九条第一項第一号ホ	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
	第九条第一項第一号ヌ	及び地方法人税	、地方法人税
		同じ。）として	同じ。）及び復興特別法人税（附帯税を除く。次条第一項第一号において同じ。）として

第九條の二第一項第一号ニ	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
第九條の二第一項第一号ホ	場合又は地方法人税法	場合、地方法人税法
	場合のその受け取ることとなる金額及び	場合又は復興特別法人税の負担額として帰せられる金額として東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十二条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び
	場合又は当該	場合、当該
	第十五条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合	第十五条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合
第九條の二第一項第一号ヌ	及び地方法人税	、地方法人税及び復興特別法人税
	場合又は地方法人税法	場合、地方法人税法
	場合のその支払うこととなる金額及び	場合又は復興特別法人税の負担額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額及び
	場合又は当該	場合、当該
	場合のその支払うこととな	場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条

	る金額並びに	の規定により計算される金額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額並びに
第二百二十三条第二項	及び地方法人税	、地方法人税
	除く。)として	除く。)及び復興特別法人税（附帯税を除く。)として
第四百四十三条	法第六十九条第二項	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条第二項
	に規定する	に規定する復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）第六条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第六項及び第七項において「復興特別法人税の控除限度額」という。）とし、法第六十九条第二項に規定する
第四百四十四条第六項第一号及び第二号並びに第七項	の法人税の控除限度額	の法人税の控除限度額、復興特別法人税の控除限度額
第四百四十六条第三項	同条第一項から第三項まで	同条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項（外国税額の控除）
	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項
第四百四十六条第六項第三号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項

第百四十六条第六項第四号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項
第百五十五条の十七)の規定)及び復興特別法人税に関する政令第七条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定
第百五十五条の三十一	法第八十一条の十五第二項	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第八十一条の十五第二項
	に規定する	に規定する復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額は、復興特別法人税に関する政令第六条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第六項及び第七項において「復興特別法人税の控除限度個別帰属額」という。）とし、法第八十一条の十五第二項に規定する
第百五十五条の三十二第六項第一号及び第二号並びに第七項	連結控除限度個別帰属額	の法人税の控除限度額、復興特別法人税の控除限度額
第百五十五条の三十四第三項	同条第一項から第三項まで	同条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項（外国税額の控除）
	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
第百五十五条の三十四第六項第三号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
第百五十五条の四十三第二項第四号	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
第百五十五条の四十三第二項第六号	地方法人税の減少額として帰せられる金額	地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに特別措置法第五十二条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の減少額として帰せられる金額
第百五十五条の四十三第二項第七号	地方法人税の負担額として帰せられる金額	地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに特別措置法第五十二条の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額
第百八十八条第一項第十号) 又は) 若しくは
	場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第四項（復興特別所得税額の控除）において準用する同条第一項若しくは特別措置法第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合
	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税に係る復興特別所得税の額

第十条第一項の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項中「同条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。」を削り、同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項を次のように改める。

地方税法施行令（昭和二十	第九条の七第二項	第四項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特
--------------	----------	-----	--

五年政令第二百四十五号)			別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び第四項
		又は同法	又は法人税法
		第五項	特別措置法第五十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び第五項
		（同法	（法人税法
		同法第六十九条	法人税法第六十九条
		並びに地方法人税法	、特別措置法第五十条第一項及び第二項の規定並びに地方法人税法
	第四十八条の十三第二項	並びに地方法人税法	、特別措置法第五十条第一項及び第二項の規定並びに地方法人税法
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	第三十三条第五項	場合	場合及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十条において準用する場合

附 則

（施行期日）

- この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、第十条第一項の表法人税法施行令の項の改正規定並びに同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（課税事業年度に関する経過措置）

- 改正後の復興特別法人税に関する政令第三条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度について適用する。